

由布市すくすくおむつクーポン券取扱店募集要項

1 趣旨

コロナ禍において、物価高騰の影響を受ける子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子育てに必要なおむつを購入することに対し、その一部を助成する由布市すくすくおむつクーポン券（以下「おむつクーポン券」といいます。）の取扱店を次のとおり募集します。

2 応募資格及び条件

由布市内店舗を有する小売店等を対象とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業者は対象外とします。おむつクーポン券は、由布市内にある店舗での使用に限ります。

（1）次のいずれかに該当する事業者

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団の構成員であると認められる事業者又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくはその運営に協力若しくは関与する事業者
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の風俗営業に該当する営業を行う事業者又はこれに類する事業者
- ウ その他、市長が取扱店舗として、認められないとみなした事業者

3 申込方法

由布市すくすくおむつクーポン券取扱に関する協定締結及び取扱店登録申込書（第1号様式）に所定の事項を記入し、別記の申込先及び問合せ先へ持参又は郵送により申し込むものとします。なお、複数の店舗がある場合は、本店で取りまとめて登録が可能です。なお、協定締結及び取扱店登録料は無料とします。

4 申込期限

令和5年10月27日（金）を申込期限とします。なお、郵送の場合は当日消印有効ですが、市が作成する下記取扱店一覧に間に合わない場合もありますので、余裕をもってご投函ください。

申込期限内に申込手続きを完了した店舗事業所は、市ホームページで公表するとともに、保護者へおむつクーポン券を交付する際に同封する取扱店一覧に掲載します。

なお、申込期限後も受け付けは随時行いますが、取扱店一覧には掲載されません。市ホームページでは公表する予定です。

5 おむつクーポン券の対象者と申請期限

- (1) 交付年度の4月1日時点において3歳未満かつ、申請時に市内に住所を有する児童の保護者の方。
- (2) 申請期限は、交付年度の末日までになります。ただし、交付年度の3月1日から翌年度の4月1日にお子さんが生まれて対象者になった方や交付年度の3月1日から3月31日までの間に、市外からの転入等の事由により対象者になった方は、翌年度の4月末日まで申請が可能です。

6 おむつクーポン券の取り扱い

- (1) おむつクーポン券は、対象者一人につき、1枚あたりの額面を1,000円とするおむつクーポン券20枚を交付します。
- (2) おむつクーポン券の使用期限は、交付した日から1年間とし、有効期間を経過したおむつクーポン券は無効になります。また、今年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するため、対象者にはなるべく早めの利用をお願いしています。
- (3) おむつクーポン券の再交付は行いません。
- (4) おむつクーポン券は、1回につき複数枚使用することができます。
- (5) つり銭は出さないものとします。
- (6) おむつクーポン券の使用対象商品は、次のとおりとします。
 - ①紙おむつ
 - ②布おむつ
 - ③おむつライナー

7 市との協定締結

由布市すくすくおむつクーポン券配布事業実施要綱に基づき、申込書を提出された事業者と市との間に由布市すくすくおむつクーポン券取扱いに関する協定を締結します。

8 おむつクーポン券の換金

- (1) 取扱店の換金手数料は、無料とします。
- (2) 換金は、口座振込により行うものとします。
- (3) おむつクーポン券の換金を受けようとする取扱店は、当該おむつクーポン券に必要事項を記入の上、原則としておむつクーポン券が使用された日の属する月の翌月の10日（土日、祝日の場合は翌日）までに取扱店舗名及び利用年月日を記入したおむつクーポン券及び由布市すくすくおむつクーポン券配布事業実施要綱に基づく請求書を子育て支援課まで提出してください。

- (4) 市は、その内容を確認し、請求書を受理した日から30日以内に、取扱店の登録口座へ入金します。
- (5) 換金請求をすることができる期間は、令和5年11月1日（水）からとします。

9 注意事項

取扱店は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 登録に関し、虚偽又は不正行為をしないこと。
- (2) おむつクーポン券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、経済的負担軽減の趣旨を反する行為をしないこと。
- (3) 正当な理由なくおむつクーポン券の受取りを拒否しないこと。
- (4) おむつクーポン券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、おむつクーポン券の受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに市へ連絡すること。

10 取扱店資格の取り消し

市は、取扱店がこの要領の内容に違反すると判断したときは、取扱店資格を取り消すものとします。この場合において、市は登録の取り消しによって生じた損害について、賠償の責務を負いません。

別記（第3条関係）

申込先及び問合せ先

由布市福祉事務所 子育て支援課 子育て支援係

〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地

電話：097-582-1111（内線2172）

FAX：097-582-1343

メール：kosodate@city.yufu.lg.jp